

《 静岡県国土利用計画（第五次） 骨子（案） 》

＜目 次＞

はじめに

第 1 章 県土の利用に関する基本構想**1 県土利用の基本方針**

- (1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化
- (2) 本計画が取り組むべき課題
- (3) 県土利用の基本方針

2 地域類型別の県土利用の基本方向

- (1) 都市
- (2) 農山漁村
- (3) 自然維持地域

3 利用区分別の県土利用の基本方向

- (1) 農地
- (2) 森林
- (3) 原野等
- (4) 水面・河川・水路
- (5) 道路（一般道路、農道、林道）
- (6) 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
- (7) その他

第 2 章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標**

- (1) 目標年次及び計画の基礎
- (2) 規模の目標

2 地域別の概要

- (1) 地域区分の考え方
- (2) 地域区分

第 3 章 第 2 章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**1 県土利用の措置**

- (1) 総合的かつ計画的な県土利用
- (2) 日本一の「安全・安心」の実現
- (3) 将来に向けた持続的成長の確保
- (4) 憧れを呼ぶ美しく品格のある県土の形成

2 地域別の措置

はじめに

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 本格的な人口減少社会へ突入・超高齢化社会の到来

- ・2007年の379万7千人をピークに人口減少局面に突入
- ・現在の傾向が続いた場合は、2060年に人口は238万7千人へと減少、高齢化率は38.5%に上昇。現在の4人に1人の割合から3人に1人を上回る超高齢化社会が到来
- ・平成27年の転出超過数は6,206人で全国ワースト5位。若い世代の東京圏への転出超過等により社会減少数が拡大傾向で、人口減少に拍車
- ・一般世帯総数は計画期間内に減少に転じる見通し
- ・市街地等における空き家、空き店舗の増加

イ 大規模な自然災害の発生

- ・東日本大震災や熊本地震等想定外の巨大地震の発生
- ・南海トラフ巨大地震等の発生の懸念
- ・気候変動に伴う局地的豪雨等による災害発生の懸念

ウ 経済の国際化の進展

- ・アジア市場の拡大等により製造業を中心に海外進出などの生産体制の再編が進行
- ・TPP（環太平洋経済連携協定）をはじめ貿易や投資の自由化の拡大に対応した輸出や海外展開等による海外の成長市場の取り込みへの期待

エ 県境を越えた連携を支える基盤整備の進展

- ・2012年4月に新東名高速道路の県内区間が開通し、東名高速道路とのダブルネットワークが実現。2016年2月に新東名高速道路が愛知県まで延伸し、2020年度までに御殿場以東が開通予定
- ・中部横断自動車道（2017年度）、三遠南信自動車道の一部区間（東栄IC～佐久間IC）（2018年度）が開通の予定
- ・「環富士山」「環相模湾」「三遠南信地域」等の更なる交流連携強化の期待

オ 世界クラスの資源群の増加と交流人口の拡大

- ・世界遺産富士山（H25年6月）、韮山反射炉（H27年7月）、南アルプスのユネスコエコパーク（H26年6月）をはじめとする世界クラスの資源群の増加
- ・H26年度の観光交流客数は過去最高の約1億4,800万人
- ・2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技の本県開催決定

カ 景観への関心の高まり

- ・10年前に比べて景観に対する意識が高まった人の割合75%
- ・一方、「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合」は、H23の77%をピークに低下傾向にあり、良好な都市景観、自然景観の創出・保全が必要

キ 自然環境の悪化

- ・良好な自然環境の喪失、生物多様性の損失

- ・これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山における自然環境の悪化の懸念、鳥獣被害の深刻化
- ・不利な生産条件にある急傾斜地農地等を中心に耕作放棄地が増加
- ・森林の新たな荒廃の顕在化

(2) 本計画が取り組むべき課題

ア 安全・安心な県土の構築

- ・全てに優先する防災・減災対策の推進により、強さとしなやかさを備えた強靱な県土の構築

イ 持続的成長の確保

- ・都市の利便性と生活の質を高める適正な都市的土地利用
- ・活力ある多自然共生地域を形成する適正な農林業的土地利用

ウ 美しく品格ある自然と景観の創出・保全

- ・良好な自然環境と美しい景観を備えた人々を惹きつける県土の構築

(3) 県土利用の基本方針

- ・(2) で示した課題に取り組むため、『日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用』の3つを基本方針とし、『美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”を実現する県土利用』を目指す。
- ・また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策として「人口減少社会における新しい県土管理」について考え方を示す。

ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

○事前復興の視点に立った大規模自然災害への万全な備え

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えたハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
- ・交通やエネルギー、ライフラインの多重性・代替性の確保
- ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限と安全な地域への土地利用の誘導
- ・風水害や土砂災害等に対応した農地、森林、河川、海岸等の保全対策による県土保全機能の向上

イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用

○都市の利便性と生活の質を高める都市的土地利用の推進

- ・新東名高速道路等の高規格幹線道路のIC周辺地域等では、新たな産業集積や新しいライフスタイルの実現を可能とする魅力ある地域づくりを推進
- ・地域の状況を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制
- ・集約化する中心部では、低未利用地や空き家の有効活用による市街地等の活性化
- ・集約化する地域の外縁部では、低密度化が進むことから公園、農地等の整備や自然環境の再生などの新たな土地利用の検討及び対応の推進
- ・集約化した都市間ネットワークの充実による機能分担の促進

○地域の魅力を生かした活力ある多自然共生地域の形成

- ・農ビジネスの展開を支える優良農地の確保、担い手への農地集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消と効率的な利用の推進
- ・生産性の高い森林経営や、県土の保全、水源の涵養等の重要な役割を果たす森林の整備・保全

- ・中山間地域等の集落機能の中長期的に持続させる仕組みづくり

ウ 憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用

○美しい景観の創造・保全

- ・富士山や茶草場、南アルプス、浜名湖など世界水準の自然・景観等の保全、再生、創出と持続可能な利用
- ・四季折々の美しい自然景観を借景として生活景観への取り込みの促進、景観を楽しむ眺望の地の保全
- ・土地の自然・文化・歴史と調和した個性と風格のある都市景観の形成

○自然環境の保全・再生・活用

- ・保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
- ・自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ（森の防潮堤等）などの取組の推進
- ・野生生物の生息・生育地の確保、外来種対策や鳥獣害対策の推進など、生物多様性の確保
- ・土地利用状況や自然環境、景観、防災等へ配慮した再生可能エネルギーの確保と資源の循環的な利活用
- ・豊かな自然資源や伝統・文化を活かした農山漁村と都市の様々な地域間相互の対流を促進

エ 人口減少社会における新しい県土管理の方策

○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

取組を進めるにあたっては、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地に、これまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難になることを想定

- ・「防災・減災」と「地域成長」を両立する地域づくりなど、複合的な施策を積極的に進めることで県土の多面的機能を発揮
- ・適切な管理を続けることが困難な中山間地域の耕作放棄地の新たな用途への転換など、低・未利用地の最適な県土利用の選択

○多様な主体による県土管理の促進

- ・地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の県土管理を促進
- ・地域主体の県土管理を基本としつつ、公による管理と合わせ、県民や企業、来訪者等の多様な主体が県土に関心を持ち、管理の一端を担う国民参加による県土管理の推進

○県境を越えた広域交流圏の構築

- ・環富士山、環相模湾、三遠南信等の広域連携による適切な土地利用の促進

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

- ・人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で緑に恵まれた暮らしやすい都市の形成
- ・地震・津波対策等の充実による災害に強い安全・安心な都市づくりの推進
- ・地域の状況等を踏まえつつユニバーサルデザインの推進等に配慮した集約型で暮らしやすい市街地の形成や中心市街地の活性化の促進
- ・空き地、空き家の有効利用等の促進による土地利用の効率化
- ・集約化した都市間、都市と周辺の農山漁村とのネットワークの充実による機能分担を通じた効率的な土地利用の促進
- ・良好な都市景観の形成、豊かな暮らし空間の創出、都市の農地や緑地、水辺空間

の保全と活用等による美しくゆとりある都市環境の形成

- ・高規格幹線道路の IC 周辺地域等においては、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積や、生活と自然が調和した新しいライフスタイルの実現の場の創出等により、美しい景観と個性を備えた魅力ある地域（「農芸都市（ガーデンシティ）」）づくりを推進

（２）農山漁村

- ・農山漁村は、豊かな自然環境や美しい景観など都市にとっても重要な機能を有する県民共通の財産であるとの認識の下で活力ある多自然共生地域を形成
- ・6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出、農業生産の効率化と担い手への農地の集積・集約化による地域産業の活性化
- ・生産と生活の場であることを踏まえ、農業生産と一体的に生活環境を整備
- ・拠点集落の機能を強化し、周辺集落とのネットワークによる「小さな拠点」の形成
- ・地域資源を活用した都市住民等との交流拡大と移住・定住の促進
- ・都市における雨水の活用や農地、森林の管理など、流域の一体的な管理による水循環の維持・回復
- ・農地の良好な管理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や適切な整備等による集落の維持及び良好な県土管理の継続、美しい景観の保全・創出

（３）自然維持地域

- ・生態系ネットワークの中核的な役割を果たす自然環境を維持すべき地域の適正な保全・再生
- ・野生鳥獣被害の防止対策の推進と適正な自然環境のモニタリングの実施
- ・適正な管理の下での自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を通じた生物多様性に関する取組の社会への浸透
- ・自然環境が劣化している場合は再生を促進

3 利用区分別の県土利用の基本方向

（１）農地

- ・本県の特徴を生かした活力ある農業の展開や多彩で高品質な農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- ・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮
- ・効率的な農業生産や担い手農家の確保を行うため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約化の促進
- ・担い手に集中する水路等の農業用施設の管理を地域で支える活動の促進
- ・市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成等からも計画的な保全と利用を促進

（２）森林

- ・県土の保全や水源の涵養といった森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を推進
- ・県産材の利用拡大等を通じて本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用の促進
- ・多様な主体の参画による荒廃森林の再生
- ・都市及びその周辺の森林は緑地として積極的に保全

- ・農山漁村周辺の森林は地域の活性化等に配慮しつつ適正に利用
- ・原生的な森林や希少野生動植物が生息・生育する森林等の適正な維持・管理

(3) 原野等

- ・貴重な自然環境を形成しているものは、生態系や景観の維持の観点から保全
- ・その他の原野や採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に十分に配慮しながら適正に利用

(4) 水面・河川・水路

- ・地域の安全性を向上するための河川等の整備用地の確保と施設の適切な維持管理・更新
- ・安定した用水供給のための水利施設等の整備用地の確保と適切な維持管理・更新
- ・施設整備に当たっては、自然環境の保全・再生や野生動植物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等の創出に十分に配慮

(5) 道路

- ・地域成長や交流の拡大、多重性、代替性の確保などを図る高規格幹線道路や一般道路等に必要用地の確保・整備と長寿命化を図る適切な維持管理
- ・農林業の生産性向上等を図る農道網や林道網等に必要用地の確保・整備と長寿命化を図る適切な維持管理
- ・道路の整備に当たっては、自然環境の保全、良好な景観の創出と保全に十分に配慮

(6) 宅地

ア 住宅地

- ・景観に配慮し、自然と生活が調和する「豊かな暮らし空間」の形成に必要な新たな用地の確保
- ・人口減少社会に対応した秩序ある市街地の形成と耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上
- ・空き地・空き家や既存住宅ストックの有効活用によるゆとりある住環境の創出
- ・災害リスクの高い地域における住宅整備を抑制しつつ、安全な地域での整備促進

イ 工業用地

- ・自然環境への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、産業構造の変化、工場立地の動向を踏まえつつ、必要な工業用地を確保
- ・工場移転や業種転換等に伴い生じる工場跡地や低・未利用地の有効利用
- ・工場立地に当たっては、周辺の自然環境や景観との調和に配慮

ウ その他の宅地

- ・土地利用の高度化、都市機能の集約化に配慮しつつ、事務所・店舗等に必要用地の確保
- ・大規模集客施設については、都市構造や地域景観への広域的な影響を十分に把握した上で適切な立地を検討

(7) その他

ア 公用・公共用施設（文教施設、厚生福祉施設、公園緑地等）

- ・県民生活上の重要なニーズを踏まえ、防災上の必要性や環境保全に配慮して必要な用地を確保
- ・都市機能の集約化の観点から、整備に当たっては、低・未利用地の再生利用や街なか立地に配慮

イ 低・未利用地

- ・工場跡地など都市の低・未利用地は、居住・事業用地としての再利用や、防災用地、オープンスペースなどの活用を促進
- ・耕作放棄地は、農地として積極的に再生を図るとともに、再生困難なものは、地域による保全管理や農地以外への転換による有効利用を促進
- ・農山村の比較的大規模な低・未利用地は、森林等への転換を進めるほか、周辺の自然環境・景観等に十分に配慮した有効利用を促進

ウ その他（沿岸域）

- ・産業構造や輸送形態、新たな海上ネットワークの形成等に対応した港湾、漁港施設の整備と長寿命化を図る適切な維持管理
- ・沿岸域は、津波、高潮等による災害などからの海岸の防護に加え、自然環境の保全、生物多様性の確保に十分に配慮しながら、漁業、海上交通、レクリエーション等の地域ニーズに応じた適正な利用を促進し、これらの調和が取れた総合的な対策を推進

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

- ・計画の基準年次は平成26年とし、目標年次は平成38年

(2) 規模の目標

- ・県土利用の区分は、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分並びに人口集中地区

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	平成26年	平成38年	構成比	
			平成26年	平成38年
1 農用地				
2 森林				
3 原野				
4 水面・河川・水路				
5 道路				
6 宅地 住宅地 工業用地 その他宅地 (事務所・店舗等)				
7 その他 (公共用施設・耕作放棄地・工場跡地等)				
合計				
人口集中地区				

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

- ・都市機能等の集積のメリット等を考慮し、政令市並みの人口規模を目安として、県と政令市との連携・役割分担による地域づくり、伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域づくり、東部地域における都市間連携による地域づくり、富士山静岡空港周辺地域における新たな発展に向けた地域づくりの視点に立って設定

(2) 地域区分

- ・地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、志太榛原・中東遠地域、西部地域の5地域
- ・これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に対応

表 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域(1市)	静岡市
志太榛原・中東遠地域 (9市3町)	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町
西部地域 (2市)	浜松市、湖西市

※「伊豆半島ランドデザイン」(平成25年4月)の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 県土利用の措置

(1) 総合的かつ計画的な県土利用

ア 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・国土利用計画法及びこれらに関する土地利用関係法の適切な運用等により、適正な土地利用を確保

イ 土地の有効利用の促進

- ・従前どおりの土地利用が困難な、工場跡地の農業利用や緑地空間等としての活用、中山間地域の耕作放棄地の林地化など、地域の実情に応じた低・未利用地の有効利用の促進

ウ 土地利用転換の適正化

- ・土地利用転換等に当たっては、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮
- ・土地の持つ適性を十分に踏まえ、慎重な配慮の下で計画的な土地利用転換を促進
- ・農業振興地域整備計画の適正な管理と農地転用許可制度の適正な運用により、都市的土地利用との調整を図り、農用地の無秩序な利用転換を防止
- ・森林の利用転換に当たっては、多面的機能の保全や周辺土地利用との調整を図り、無秩序な利用転換を防止

エ 県土に関する調査の推進

- ・被災後の復旧振興を迅速化する地籍調査の促進

オ 計画の複合的かつ効果的な推進

- ・沿岸・都市部の再生、内陸・高台部の革新、地域連携軸の形成を三位一体で展開し、それぞれの「場の力」を活かすことによって県内全域の均衡ある発展を推進
- ・県域を越えた防災・減災対策や物流・観光分野等の施策連携、都市、農山漁村、自然維持地域の広域的な機能分担等による適正な土地利用の推進

カ 県土の国民的経営の推進

- ・県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、農地、森林、河川等の保全活動に参加
- ・農芸品等の購入、緑化活動に対する寄付により県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進

(2) 日本一の「安全・安心」の実現

- ・レベル 1 の津波に対して施設高が不足する津波対策施設の嵩上げ、耐震化が必要な堤防の液状化対策等の実施、堤防等の粘り強い構造への改良等の推進
- ・既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等によりの津波対策「静岡モデル」による防潮堤の整備や人工盛土による津波避難マウント（命山）等の整備
- ・陸・海・空の交通ネットワークの形成や上下水道の整備・機能拡充、小規模分散型エネルギー体系の構築
- ・風水害、土砂災害等による災害を予防する施設整備と適切な維持管理の推進
- ・関係法令に基づき土地利用制限を行う規制区域の指定・公表の推進

(3) 将来に向けた持続的成長の確保

- ・自然環境や農林業的土地利用に配慮しつつ、地域の特性を活かし、多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や企業の本社機能の移転等を促進する用地を確保
- ・魅力ある暮らしを提供し、新しい人の流れをつくるため、生活と自然が調和したゆとりある居住空間を創出
- ・空き家バンク等を活用した既存住宅ストック等の有効利用の推進や、土地区画整理事業等による住宅地の集約化や再編、危険な空き家対策の促進
- ・居住や都市機能の適切な配置・誘導によるコンパクトなまちづくりと、都市計画マスタープラン等に基づく土地利用の適切な規制誘導、市町区域を越える広域的な公共交通等のネットワークづくりの促進
- ・優良農地を確保するため、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化の促進
- ・森林施業の集約化等により低コストで生産性の高い森林経営の促進と持続可能な森林経営を支援する森林認証の取得促進
- ・農林漁業者と地域企業等の連携による 6 次産業化の一層の推進
- ・中山間地域等の集落地域における「小さな拠点」の形成の推進と周辺地域をつなぐ公共交通等のネットワークづくりの促進

(4) 憧れを呼ぶ美しく品格のある県土の形成

- ・世界遺産「富士山」や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」等の後世への継承と地域の歴史や文化に根ざした良好な景観の形成・保全
- ・牧之原茶園、伊豆半島などの広域景観の形成・保全と、美しく魅力あるまちなみ景

- 観、水辺空間等の保全・再生・創出
- ・ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成に向けた流域レベルや地域レベルを単位とする生態系の保全・再生
 - ・ 自然環境に配慮した森の防潮堤や多自然川づくり、公園緑地の整備
 - ・ 木質バイオマス、農業残さなど地域におけるバイオマスのエネルギー利用の促進
 - ・ 絶滅のおそれがある野生動植物生息・生育地域等の保全や外来動植物対策、鳥獣害対策等による生物多様性の確保

2 地域別の措置

- (1) 伊豆半島地域
- (2) 東部地域
- (3) 中部地域
- (4) 志太榛原・中東遠地域
- (5) 西部地域